

原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税免除に関する
財務大臣規定 No.34/PMK.011/2007

財務大臣は、

- a. 通関に関する法律 1995 年 10 号およびその変更である法律 2006 年 17 号 26 条(1)項 c に基づき、産業開発および振興のために、原材料輸入に対し、一定期間の関税減免措置を供与できること、
 - b. 2007 年 2 月 6 日付け工業大臣レター No.126/M-IND/2/2007 に基づき、国内の原動機付車両部品産業の振興と成長の促進のために、原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対し、一定期間の関税免除インセンティブを供与する必要があること、
 - c. 原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税免除申請が通関に関する法律 1995 年 10 号の変更に関する法律 2006 年 17 号の法制化前に申請され、通関に関する法律 1995 年 10 号の変更に関する法律 2006 年 17 号の移行規定に基づき、同法の発効時に通関業務が完了できず、その完了が各人の負担を軽減する法規に基づいて実施されること、
 - d. 上記 a,b,c を考慮し、原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税免除に関する財務大臣規定を定める必要があること
- を考慮し、

1. 通関に関する法律 1995 年 10 号（官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号）およびその変更である法律 2006 年 17 号（官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号）
2. 大統領令 2005 年 20/P 号
3. 物品分類システムと輸入品に対する関税率決定に関する財務大臣規定 No.110/PMK.010/2006

を鑑み、

以下を決定した：

原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する
関税免除に関する財務大臣規定を定める。

第 1 条

原動機付車両部品製造用の原材料の輸入

本財務大臣規定の添付に規定の原動機付車両部品産業による原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対して関税免除措置を供与し、最終関税率は 0% となる。

第 2 条

第 1 条にある関税免除措置を取得するための申請には以下の書類を添付すること：

1. 納税者番号 (NPWP)
2. 関連省庁/機関からの事業許可書

3. 物品の数、種類、仕様、価格のリスト
4. 政府指定のサーベイヤーの検査証明

第3条

- (1) 原動機付車両部品産業は、第1条にある便宜を取得するために関税総局長に申請を行う。
- (2) 上記(1)項の申請が条件を満たしている場合、関税総局長あるいは指名された役人が、財務大臣の名義で、関税免除を受ける物品リストと荷揚げ港の指定を添えて、関税免除措置決定を供与する。
- (3) 関税軽減措置を取得した原動機付車両部品産業の義務は：
 - a. 通関分野の監査のために原動機付車両部品原材料輸入の記帳を行う
 - b. 関税免除便宜供与に関連する資料、記録、記帳を輸入から最低10年間、事業場で保管および維持する
 - c. 輸入実施に関する報告を提出する

第4条

第3条(2)項にある関税免除便宜を取得した物品に対し、物品リストに記載の数、種類、仕様に関する規定を満たしていない輸入が行われた場合、関税およびその他の輸入徴収金が課せられる。

第5条

- (1) 関税免除便宜を取得した物品は当該産業の目的のみに利用できる。
- (2) 上記(1)項にある物品の乱用により、当該物品に対して供与された関税便宜は取り消しとなり、支払うべき関税と不足分関税の100%の罰金を支払わなければならない。

第6条

- (1) 国家財政の権利保護と現行の税および関税諸規定を満たすことを保証するために、関税総局長は、物品の出し入れ、利用および供給に関連する原動機付車両部品事業者の記帳、記録、資料に対する監査を行う。
- (2) 上記(1)項の監査結果に基づき、原動機付車両部品事業者は支払うべき税・関税および罰金による行政罰を完済する責任を有する。

第7条

旧規定に基づき原動機付車両部品製造用の原材料の輸入に対する関税免除便宜を取得済みで、全ての輸入を実現していない企業は、引き続き旧規定に基づく関税便宜供与決定を利用でき、当該決定有効期間終了後は、規定の延長および/あるいは変更は出来ないものとする。

第8条

本財務大臣規定の発効時点から、原動機付車両部品製造のための原材料輸入に対する関税軽減措置に関する財務大臣令 No.97/KMK/05/2000 および数次に

わたり変更されその最終変更である財務大臣令 No.95/KMK.01/2004 は取り消され、無効となる。

第 9 条

本財務大臣規定実施のために必要な規定はその詳細を関税総局長が定めるものとする。

第 10 条

- (1) 本財務大臣規定は定められた日から 30 日後から有効となる。
- (2) 本財務大臣規定は(1)項にある財務大臣規定発効から 12 ヶ月間有効である。

全ての人に知らしめるため、本財務大臣規定をインドネシア共和国官報に記載する。

2007 年 4 月 3 日
ジャカルタにて制定

財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ